

## 「軽金属」投稿規程

### (総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）が発行する会誌「軽金属」へ投稿される原稿について定める。

### (投稿資格)

第2条 原稿の第一著者は本学会の正会員、学生会員、名誉会員および永年会員であることとする。

2. 編集委員会が依頼する原稿については、前項の条件を満たす必要はない。

### (原稿の内容)

第3条 会誌「軽金属」へ投稿できる原稿は、アルミニウム、マグネシウム、チタン等の軽金属を主成分とする材料、ポラス金属等の軽量金属材料およびそれらに関連する分野に関するものとする。

2. 記事は、『大分類』と「小分類」に分けられる。詳細を別表1に示す。

3. 前項の各記事の内容は、別表1の通りとする。ただし、記事(4)-(23)の内容に関しては、第1項に限らない。

### (原稿の形式)

第4条 原稿は本規程および『2416 「軽金属」執筆要領』に従って作成する。

2. 刷上りページ数は別表1の通りとする。

3. カラー印刷は、その費用を投稿者が負担する場合には認めるものとする。

### (原稿のオリジナリティ)

第5条 「研究論文」のオリジナリティに関しては、次の通りとする。

(1) 一般に公表されている刊行物に原著論文（目的、手法、十分な結果と考察に基づいて著者が下した結論/見解が記載されており、査読により記載内容に不合理さがないと判断された論文）として未発表かつ未投稿であること。

(2) データ（表・図）および文章の使い回しによる外形的な多重投稿や盗用が疑われるような類似記載が一般に公表されている刊行物にある場合には、投稿時にその写しを提出する。

2. 「速報論文」のオリジナリティに関しては、次の通りとする。

(1) 一般に公表されている刊行物に未発表かつ未投稿の論文とする。

(2) データ（表・図）および文章の使い回しによる外形的な多重投稿や盗用が疑われるような類似記載が一般に公表されている刊行物にある場合には、投稿時にその写しを提出する。

3. 「研究論文」、「速報論文」以外の記事に関しては、必ずしもオリジナリティを必要としないが、他者の権利を害さないような適正な処置を講じた上で投

稿する。

4. 共同刊行誌“Materials Transactions”に掲載後、1年以内で、かつ本学会が著作権を有する Regular Article・Express Rapid Publication、Review・Overview、および Technical Article については、掲載済みの刊行物の写しを添えて内容の変更なしに会誌「軽金属」にそれぞれ「研究論文」、「解説」および「技術報告」として和訳投稿できる。
5. 多重投稿の判断は本学会の編集委員会にて行う。各刊行物が多重投稿になるかどうかについては、別表 2 に示す。

(原稿の責任および著作権)

第 6 条 原稿の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

2. 会誌「軽金属」に投稿された原稿の著作財産権は、『2420 著作権規程』により、本学会に帰属する。

(原稿の投稿・受付)

第 7 条 原稿は、本学会の投稿審査システムにより責任著者が投稿する。

2. 原稿の受付日は、本規程を満たした原稿が投稿審査システムを通じて事務局に送信された日付とする。

(原稿の査読、掲載の判断)

第 8 条 受け付けされた「研究論文」および「速報論文」の原稿に対する査読および掲載の判断は、次の通りとする。

(1) 査読の流れは次の通りとする。

- ① 編集幹事会は、担当編集委員 1 名を決定する。
- ② 担当編集委員は査読者 2 名を指名する。
- ③ 査読者 2 名はそれぞれ原稿の査読を行い、担当編集委員はそれらの査読結果に基づいて掲載に関する判定を行う。
- ④ 掲載可否に関し、査読者 2 名の意見が分かれた場合には、担当編集委員が掲載に関する判定を行う。

(2) 担当編集委員の掲載に関する判定に応じて、査読された原稿に次の処置を行う。なお、投稿者への連絡はすべて、投稿審査システムを通じて行うものとする。

- ① 再査読が必要と判定された場合は、投稿者に査読結果を通知し、第 3 号に基づいて原稿を取り扱う。
- ② 掲載可否が判定された場合には、編集幹事会は審査報告書に基づき判定を確認する。

判定に問題がない場合には、その判定結果と原稿の受理日あるいは掲載否（返却）の理由を投稿者に通知する。編集幹事会は、担当編集委員に、原稿および返却理由等に対して検討あるいは修正を求めることができる。なお、原稿の受理日は、担当編集委員が掲載可と判定した日付とする。

判定に問題がある場合には、その理由と講ずべき処置を担当編集委員に伝える。担当編集委員はそれに応じた処置を行った後に、再度判定し、本号に基づいて処置を行う。

- (3) 第2号①または②により要修正と判定された場合、投稿者は原稿の修正を求められた日から30日以内(「速報論文」は15日以内)に原稿を修正し、投稿審査システムを通じて再提出するものとする。再提出された修正原稿は、第1号③に基づいて再審査される。30日(「速報論文」は15日)を超えて修正した原稿が提出された場合は、改めて投稿されたものと見なす。
  - (4) 投稿者は原稿を取り下げることができる。この場合、投稿者は投稿審査システムを通じて編集委員会にその旨を通知する。
2. 「技術報告」、「解説」、「連載講座」、「LM レビュー」および「年間レビュー」の原稿に対する査読および掲載の判定は、次の通りとする。
- (1) 査読の流れは次の通りとする。
    - ① 編集幹事会は、担当編集委員1名を決定する。
    - ② 担当編集委員は査読者1名を指名する。
    - ③ 査読者は原稿の査読を行い、担当編集委員は査読結果に基づいて掲載に関する判定を行う。
  - (2) 担当編集委員の掲載に関する判定に応じて、査読された原稿に第1項第2号に準じた処置を行う。
  - (3) 投稿者は原稿を取り下げることができる。この場合、投稿者は投稿審査システムを通じて編集委員会にその旨を通知する。
3. 第1項および第2項に規定されない原稿、また和訳投稿された原稿は、編集幹事会において掲載可否を判定する。なお、編集幹事会は、必要に応じて投稿者に原稿の修正を求めることができる。

(著者校正)

第9条 掲載予定として印刷版が組まれた記事は、著者校正を1回行う。この際、原則として印刷ミス以外の修正は認めない。

(費用負担等)

第10条 投稿者は、次により投稿・掲載費用を負担する。

(1) 著者自らが原稿を投稿した場合は、次の金額を負担する(単位:円)。

4ページ以内	5ページ	6ページ	7ページ	8ページ
30,000	35,000	55,000	75,000	95,000

\*9ページ以上は1ページ毎に20,000円追加する。

\*カラー印刷は、1ページあたり25,000円の追加負担を要する。

- (2) 以下の場合は、投稿・掲載費用を無料とする。ただし、カラー印刷は1ページあたり25,000円を負担する。
  - ・編集委員会が依頼した場合
  - ・第一著者が学生会員の場合
  - ・第5条第4項に基づき、共同刊行誌“Materials Transactions”に掲載さ

れた記事を和文にて1か月以内に投稿した場合

- ・講演大会の座長意見に基づく編集委員会の投稿勧誘を受けた者が、第一著者として投稿勧誘の連絡日から6か月以内に投稿した場合
- ・公募した特集企画に投稿した場合(研究部会特集を含む)

(3)第1号に該当する場合でも編集委員会において必要と認めたものは投稿・掲載費用を無料とする場合がある。

2. 別刷の費用は、いずれの場合も投稿者が負担し、その金額は次の通りとする(単位:円)。

(1) 第1項第1号に該当する場合

	寄贈分 (50部)	+50部 (計100部)	+100部 (計150部)	+150部 (計200部)
表紙なし	無料	3,000	6,000	9,000
表紙あり	7,000	12,000	17,000	22,000

\*別刷(表紙なし)50部は本学会から寄贈する。

(2) 第1項第2号、第3号に該当する場合

	50部	100部	150部	200部
2ページ以内	2,000	7,000	8,000	9,000
3～4ページ	4,000	9,000	10,000	11,000
5～6ページ	5,000	10,000	11,000	12,000
7～8ページ	6,000	11,000	12,000	13,000
表紙	3,000	4,000	5,000	6,000

\*9ページ以上は1ページ毎に1,000円追加する。

3. 編集委員会が依頼した投稿に対しては、本学会から著者に対し、『5110 謝金規程』に基づき原稿料を支払う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は平成3年6月14日から施行する。
2. 平成8年8月9日一部改定
3. 平成9年10月17日一部改定
4. 平成9年12月8日一部改定
5. 平成22年6月15日一部改定
6. 本規程は、一般社団法人としての第8回理事会(平成24年3月29日)において改定した。
7. 本規程は、第9回理事会(平成24年4月26日)において一部改定した。
8. 本規程は、第13回理事会(平成25年1月30日)において一部改定した。
9. 本規程は、第21回理事会(平成26年1月31日)において一部改定した。

10. 本規程は、第31回理事会（平成27年4月27日）において論文のオリジナリティについて一部改定、解説投稿の規程を追加した。
11. 本規程は、第38回理事会（平成28年3月25日）において第10条のカラー印刷代を改定した。
12. 本規程は、第41回理事会（平成28年9月30日）において第10条の投稿・掲載費用無料対象を追加した。
13. 本規程は第46回理事会（平成29年4月26日）において、執筆要領改訂（平成29年3月21日 第271回総務委員会承認）に伴い、削除した記事種類を第3条、第4条に追加修正した。
14. 本規程は第49回理事会（平成29年9月28日）において、第3条第1項に投稿の対象材料の定義を追加した。
15. 本規程は投稿の対象材料拡大を承認した第48回理事会日付（平成29年6月29日）に遡って適用開始する。
16. 本規程は第51回理事会（平成30年1月31日）において、第8条の査読体制を改定した。また、研究ノートの定義を改め、速報論文に変更した。
17. 今回改定は平成30年4月1日から適用開始する。
18. 本規程は第60回理事会(平成31年3月27日)において、第3条の原稿の内容、第4条の原稿の形式を別表1としてまとめ、第3条第3項を修正した。第5条第4項に共同刊行誌“Materials Transactions”から和訳投稿できるものとして研究論文に解説、技術報告を追加した。また、第5条別表を別表2とし、内容を一部改訂した。第10条を一部改訂した。
19. 本規程は第63回理事会（令和元年6月28日）において、第3条、第6条で原稿、記事の使い方を修正した。また、第5条第4項に和訳投稿は内容の変更がないことを、第8条第3項に和訳投稿原稿の掲載判定を編集幹事会で行うことを追加した。
20. 本規程は第72回理事会（令和2年11月2日）において、第5条第4項に **Express Rapid Publication** を追加した。また、別表1の刷り上がりページ数に原則をつけ、第10条に9ページ以上の追加費用を追加した。
21. 本規程は第86回理事会（令和4年9月30日）において、第10条第1項第2号の無料和訳投稿期間を変更した。
22. 本規程は第88回理事会（令和5年1月20日）において、第10条第1項第2号に特集企画を追加した。
23. 本規程は第90回理事会（令和5年3月30日）において、前項改定を一部修正した。

別表 1

『大分類』	「小分類」	刷り上がり ページ数	編集・査読
論文	(1) 「研究論文」 独創的な学術ならびに技術の研究 成果について、価値ある結果を含み、かつ 十分考察されているもの。	原則 8 ペー ジ以内	査読者 2 名
	(2) 「速報論文」 特に速報性の必要な短い論文で、学術 あるいは技術の新しい知見やデータを 記述し、考察したもの。	3 ページ以内	
報告	(3) 「技術報告」 実験技術、現場技術などをまとめたも の、または工業的な事柄の調査、試験等 を報告したもの。	5 ページ以内	査読者 1 名
解説記事	(4) 「解説」 学術ならびに技術について解説した もの。	原則 7 ペー ジ以内	
	(5) 「連載講座」 学術ならびに技術について、特定のテ ーマのもとで数号にわたり継続して基 礎的に解説したもの。		
	(6) 「LM レビュー」 製造の現場や製品に近い技術をわか りやすく解説したもの。	原則 4 ペー ジ以内	
	(7) 「年間レビュー」 当該分野の過去 1 年間の動向を解説し たもの。		
一般記事	(8) 「随想」 会員の日頃の考え、回顧、海外滞在記、 本学会ならびに会誌に対する意見等を 述べたもの。	2 ページ以内	査読無し 編集幹事会 が掲載を決 定
	(9) 「LM コラム」 若手会員の日頃の考え、研究の中での エピソード、留学体験記、本学会ならび に会誌に対する意見等を述べたもの。		
	(10) 「はぐくむ」 若手会員、学生会員および将来の会員 の教育あるいは人材育成に関する活動 を紹介したもの。		

	(11) 「私の一枚」 著者が過去に撮影した軽金属に関する印象的な写真について紹介したもの。	1 ページ	
	(12) 「巻頭言」 特集記事の趣旨を解説したもの。		
学会便り	(13) 「国際会議便り」 会員が参加した国際会議の報告、印象、体験等をまとめたもの。	2 ページ以内	
	(14) 「講演大会報告」 会員が参加した春秋講演大会の報告、印象、体験等をまとめたもの。		
	(15) 「シンポジウム報告」 会員が参加した軽金属シンポジウムの報告、印象、体験等をまとめたもの。		
	(16) 「セミナー報告」 会員が参加した軽金属セミナーの報告、印象、体験等をまとめたもの。		
	(17) 「支部便り」 各支部の活動内容をまとめたもの。		
紹介記事	(18) 「研究部会紹介」 研究部会の内容と活動を解説したもの。		
	(19) 「維持会員紹介」 維持会員企業の内容と活動を解説したもの。		
	(20) 「研究室紹介」 会員が所属する大学・高専の研究室等を親しみやすく紹介したもの。		
	(21) 「企業紹介」 企業の内容や活動を紹介したもの。		
	(22) 「研究機関紹介」 会員が所属する研究機関について、親しみやすく紹介したもの。		
	(23) 「新製品紹介」 新製品開発の動機、経緯、苦労話等を述べたもの。技術面にも触れつつ、多少の宣伝色も可とする。	1 ページ	
その他	(24) 上記以外の記事で編集委員会が認めたもの。(最終講義、特別講義、座談会等)	規程しない	

別表 2

刊行物の区分		多重投稿	
公開刊行物 Public Publication	一般学術誌（冊子体または電子ジャーナル）への研究論文等	査読有り	検討対象となる。
	一般学術誌（冊子体または電子ジャーナル）への解説記事等	査読有り	検討対象となる。
		査読無し	検討対象とならない。
	教科書、参考書等の著書	査読無し	検討対象とならない。
	国際会議 Proceedings (Extended Abstract を含む、ISBN・ISSN 番号のあるもの)	査読有り	検討対象となる。
		査読無し	検討対象とならない。
	特許・公報		検討対象とならない。
	学位論文(Web 公開されているもの)	査読有り	編集委員会にて個別に判断する。
	企業の技報、大学の紀要等	査読無し	検討対象とならない。
	科学研究費等、競争的資金の報告書(当学会研究部会報告書)	査読無し	検討対象とならない。
	国内講演大会の概要(当学会春秋講演大会概要集)	査読無し	検討対象とならない。
国際会議 Abstract(2頁を超える Extended Abstract を除く)	査読有り 査読無し	検討対象とならない。	
限定公開刊行物 Limited Circulation	参加者のみに配布される研究会・講演会の資料、ISBN・ISSN 番号のない国際会議 Proceedings 等	査読無し	検討対象とならない。
非公開刊行物 Closed Publication	所属組織内の研究報告書	査読無し	検討対象とならない。
	学位論文(Web 公開されていないもの)	査読有り	検討対象とならない。